

「魚沼圏域地域医療構想調整会議運営要領」の一部改正及び「魚沼圏域地域医療構想調整会議医療機能分科会設置要綱」の策定について

分科会の詳細を定めるため、運営要領の一部を改正し、分科会設置要綱を策定するもの。

〈改正後全文（案）〉

魚沼圏域地域医療構想調整会議運営要領

（目的）

第1条 この要領は、新潟県地域医療構想調整会議設置要綱に定めるもののほか、魚沼圏域地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）の運営に関して必要な事項を定める。

（構成）

第2条 調整会議は、別紙に定める機関により構成する。

（分科会）

第3条 調整会議は、特定の事項に関する協議が必要と認められる場合には、分科会を置くことができる。

（庶務）

第4条 調整会議に関する庶務は、南魚沼地域振興局健康福祉環境部において処理する。

（その他）

第5条 この要領に定めるもののほか、調整会議の運営等に関し必要な事項は、協議により定める。

附則

この要領は、平成30年7月2日から施行する。

この要領は、令和元年6月25日から施行する。

この要領は、令和5年 月 日から施行する。

| No. | 機関名 |
|-----|---------------------|
| 1 | 小千谷市魚沼市医師会 |
| 2 | 南魚沼郡市医師会 |
| 3 | 十日町市中魚沼郡医師会 |
| 4 | 魚沼市立小出病院 |
| 5 | 新潟県地域医療推進機構 魚沼基幹病院 |
| 6 | 南魚沼市立南魚沼市民病院 |
| 7 | 南魚沼市立ゆきぐに大和病院 |
| 8 | 齋藤記念病院 |
| 9 | 湯沢町保健医療センター(町立湯沢病院) |
| 10 | 県立十日町病院 |
| 11 | 県立松代病院 |
| 12 | 町立津南病院 |
| 13 | 小千谷北魚沼歯科医師会 |
| 14 | 南魚沼歯科医師会 |
| 15 | 十日町市・中魚沼郡歯科医師会 |
| 16 | 魚沼薬剤師会 |
| 17 | 新潟県看護協会うおぬま支部 |
| 18 | 新潟県看護協会十日町支部 |
| 19 | 魚沼福祉会(特別養護老人ホーム美雪園) |
| 20 | 南魚沼福祉会 |
| 21 | 十日町福祉会 |
| 22 | 魚沼市(介護福祉課) |
| 23 | 南魚沼市(介護保険課) |
| 24 | 湯沢町(福祉介護課) |
| 25 | 十日町市(地域ケア推進課) |
| 26 | 津南町(福祉保健課) |
| 27 | 全国健康保険協会新潟支部 |

| 改正後 | 改正前 | | | | |
|---|--|----|--------|---------|--|
| <p style="text-align: center;">魚沼圏域地域医療構想調整会議運営要領</p> <p>(目的) 第1条 この要領は、新潟県地域医療構想調整会議設置要綱に定めるもののほか、魚沼圏域地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）の運営に関して必要な事項を定める。</p> <p>(構成) 第2条 調整会議は、別紙に定める機関により構成する。</p> <p>(分科会) 第3条 調整会議は、特定の事項に関する協議が必要と認められる場合には、<u>分科会を置くことができる。</u></p> <p>(庶務) 第4条 調整会議に関する庶務は、南魚沼地域振興局健康福祉環境部において処理する。</p> <p>(その他) 第5条 この要領に定めるもののほか、調整会議の運営等に関し必要な事項は、協議により定める。</p> <p>附則 この要領は、平成30年7月2日から施行する。 この要領は、令和元年6月25日から施行する。 この要領は、令和5年 月 日から施行する。</p> | <p style="text-align: center;">魚沼圏域地域医療構想調整会議運営要領</p> <p>(目的) 第1条 この要領は、新潟県地域医療構想調整会議設置要綱に定めるもののほか、魚沼圏域地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）の運営に関して必要な事項を定める。</p> <p>(構成) 第2条 調整会議（全体会）は、別紙に定める機関により構成する。</p> <p>(分科会) 第3条 調整会議に次の分科会を置く。</p> <table border="1" data-bbox="1173 724 1962 858"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>主な協議事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療機能分科会</td> <td>病院の担う役割のとりまとめに関する事項 将来の病床機能の姿のとりまとめに関する事項</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 分科会は、別紙に定める機関により構成する。</p> <p>(庶務) 第4条 調整会議（分科会を含む。）に関する庶務は、南魚沼地域振興局健康福祉環境部において処理する。</p> <p>(その他) 第5条 この要領に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、協議により定める。</p> <p>附則 この要領は、平成30年7月2日から施行する。 この要領は、令和元年6月25日から施行する。</p> | 名称 | 主な協議事項 | 医療機能分科会 | 病院の担う役割のとりまとめに関する事項 将来の病床機能の姿のとりまとめに関する事項 |
| 名称 | 主な協議事項 | | | | |
| 医療機能分科会 | 病院の担う役割のとりまとめに関する事項 将来の病床機能の姿のとりまとめに関する事項 | | | | |

| 改正後 | | 改正前 | | | | |
|-----|---------------------|-----|---------------------|-----|-------------|----|
| No. | 機関名 | No. | 機関名 | 全体会 | 医療機能 分科会 | 備考 |
| 1 | 小千谷市魚沼市医師会 | 1 | 小千谷市魚沼市医師会 | ○ | ○ | |
| 2 | 南魚沼郡市医師会 | 2 | 南魚沼郡市医師会 | ○ | ○ | |
| 3 | 十日町市中魚沼郡医師会 | 3 | 十日町市中魚沼郡医師会 | ○ | ○ | |
| 4 | 魚沼市立小出病院 | 4 | 魚沼市立小出病院 | ○ | ○ | |
| 5 | 新潟県地域医療推進機構 魚沼基幹病院 | 5 | 新潟県地域医療推進機構 魚沼基幹病院 | ○ | ○ | |
| 6 | 南魚沼市立南魚沼市民病院 | 6 | 南魚沼市立南魚沼市民病院 | ○ | ○ | |
| 7 | 南魚沼市立ゆきぐに大和病院 | 7 | 南魚沼市立ゆきぐに大和病院 | ○ | ○ | |
| 8 | 齋藤記念病院 | 8 | 齋藤記念病院 | ○ | ○ | |
| 9 | 湯沢町保健医療センター(町立湯沢病院) | 9 | 湯沢町保健医療センター(町立湯沢病院) | ○ | ○ | |
| 10 | 県立十日町病院 | 10 | 県立十日町病院 | ○ | ○ | |
| 11 | 県立松代病院 | 11 | 県立松代病院 | ○ | ○ | |
| 12 | 町立津南病院 | 12 | 町立津南病院 | ○ | ○ | |
| 13 | 小千谷北魚沼歯科医師会 | 13 | 小千谷北魚沼歯科医師会 | ○ | | |
| 14 | 南魚沼歯科医師会 | 14 | 南魚沼歯科医師会 | ○ | | |
| 15 | 十日町市・中魚沼郡歯科医師会 | 15 | 十日町市・中魚沼郡歯科医師会 | ○ | | |
| 16 | 魚沼薬剤師会 | 16 | 魚沼薬剤師会 | ○ | | |
| 17 | 新潟県看護協会うおぬま支部 | 17 | 新潟県看護協会うおぬま支部 | ○ | ○ | |
| 18 | 新潟県看護協会十日町支部 | 18 | 新潟県看護協会十日町支部 | ○ | ○ | |
| 19 | 魚沼福祉会(特別養護老人ホーム美雪園) | 19 | 魚沼福祉会(特別養護老人ホーム美雪園) | ○ | | |
| 20 | 南魚沼福祉会 | 20 | 南魚沼福祉会 | ○ | | |
| 21 | 十日町福祉会 | 21 | 十日町福祉会 | ○ | | |
| 22 | 魚沼市(介護福祉課) | 22 | 魚沼市(介護福祉課) | ○ | | |
| 23 | 南魚沼市(介護保険課) | 23 | 南魚沼市(介護保険課) | ○ | | |
| 24 | 湯沢町(福祉介護課) | 24 | 湯沢町(福祉介護課) | ○ | | |
| 25 | 十日町市(地域ケア推進課) | 25 | 十日町市(地域ケア推進課) | ○ | | |
| 26 | 津南町(福祉保健課) | 26 | 津南町(福祉保健課) | ○ | | |
| 27 | 全国健康保険協会新潟支部 | 27 | 全国健康保険協会新潟支部 | ○ | | |

※「医療機能分科会」委員は「地域医療連絡協議会」委員を兼ねる。

魚沼圏域地域医療構想調整会議 医療機能分科会設置要綱（案）

（目的）

第1条 魚沼圏域における、病院の担う役割のとりまとめに関する事項や、将来の病床機能の姿のとりまとめに関する事項について具体的に協議するため、本分科会を設置する。

（構成）

第2条 分科会は、別紙に定める機関により構成する。

（運営）

第3条 会議は非公開で開催する。

- 2 構成機関の協議により必要な者の出席を求めることができる。
- 3 魚沼圏域内の構成機関以外の病院、十日町市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、津南町は、オブザーバーとして分科会に出席し、発言することができる。
- 4 協議結果について、魚沼圏域地域医療構想調整会議に報告する。

（庶務）

第4条 分科会に関する庶務は、南魚沼地域振興局健康福祉環境部において処理する。

（その他）

第5条 この要綱に定めるもののほか、本分科会の運営に関し必要な事項は、協議により定める。

附則

この要綱は、令和5年 月 日から施行する。

| No. | 機関名 |
|-----|---------------------|
| 1 | 小千谷市魚沼市医師会 |
| 2 | 南魚沼郡市医師会 |
| 3 | 十日町市中魚沼郡医師会 |
| 4 | 魚沼市立小出病院 |
| 5 | 新潟県地域医療推進機構 魚沼基幹病院 |
| 6 | 南魚沼市立南魚沼市民病院 |
| 7 | 南魚沼市立ゆきぐに大和病院 |
| 8 | 齋藤記念病院 |
| 9 | 湯沢町保健医療センター(町立湯沢病院) |
| 10 | 県立十日町病院 |
| 11 | 県立松代病院 |
| 12 | 町立津南病院 |
| 13 | 新潟県看護協会うおぬま支部 |
| 14 | 新潟県看護協会十日町支部 |

※医療機能分科会の構成機関（代表出席者）は、魚沼地域地域医療連絡協議会の委員を兼ねる。